

令和8年第1回滝川市議会定例会（第1日目）

令和 8年 3月 2日（月）

午前 9時50分 開 会

午後 1時37分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 報告第 1号 専決処分について（令和7年度滝川市一般会計補正予算（第8号））

日程第 6 令和8年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針

議案第 1号 令和8年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 令和8年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 令和8年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 4号 令和8年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 5号 令和8年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 令和8年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 7号 令和8年度滝川市病院事業会計予算

議案第13号 滝川市B＆G海洋センター条例

議案第14号 滝川市鳥獣被害対策実施隊設置条例

議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第17号 滝川市公民館条例の一部を改正する条例

議案第18号 滝川市こども家庭センター条例及び滝川市保健センター条例の一部を改正する条例

議案第19号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例

議案第21号 滝川市陶芸センター条例を廃止する条例

議案第22号 滝川市こども科学館条例を廃止する等の条例

議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）

議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（スポーツセンター等）

議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（石狩川河川敷パークゴルフ場）

議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里地ビール製造施設）

議案第31号 不動産の無償貸付けについて

日程第 7 議案第 8 号 令和 7 年度滝川市一般会計補正予算（第 9 号）
 日程第 8 議案第 9 号 令和 7 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
 日程第 9 議案第 10 号 令和 7 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 4 号）
 日程第 10 議案第 11 号 令和 7 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
 日程第 11 議案第 12 号 令和 7 年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 12 議案第 15 号 滝川市行政手続条例の一部を改正する条例
 日程第 13 議案第 20 号 たきかわホール条例を廃止する条例
 日程第 14 議案第 23 号 滝川市ファミリーサポートセンター条例を廃止する条例
 日程第 15 議案第 28 号 教育委員会委員の任命について
 日程第 16 議案第 29 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第 17 議案第 30 号 財産の取得について

○出席議員（15名）

1 番	寄 谷 猛 男 君	2 番	柴 田 文 男 君
3 番	山 本 正 信 君	4 番	藤 田 哲 也 君
5 番	荻 野 仁 史 君	6 番	荒 木 文 一 君
7 番	好 川 章 君	9 番	高 橋 江海子 君
10 番	木 下 八重子 君	11 番	堀 重 雄 君
12 番	三 上 裕 久 君	13 番	関 藤 龍 也 君
14 番	田 村 勇 君	15 番	山 口 清 悦 君
16 番	安 樂 良 幸 君		

○欠席議員（1名）

8 番 福 井 雅 章 君

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	中 島 純 一 君
教 育 長	田 中 嘉 樹 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	深 村 栄 司 君	総 務 部 長	和 田 英 昭 君
総 務 部 次 長	小 畑 力 也 君	市 民 生 活 部 長	横 山 浩 丈 君
福 祉 部 長	鎌 田 清 孝 君	健 康 こ ど も 未 来 部 長	景 由 隆 寛 君
産 業 振 興 部 長	稲 井 健 二 君	建 設 部 長	堀之内 孝 則 君
駅 周 辺 整 備 部 長	加 地 幸 治 君	市 立 病 院 事 務 部 長	柳 圭 史 君
市 立 病 院 事 務 部 次 長	金 子 和 史 君	教 育 部 長	諏 佐 孝 君
教 育 部 指 導 参 事	福 田 善 之 君	監 査 事 務 局 長	菊 田 健 二 君
総 務 課 長	須 藤 公 夫 君	財 政 課 長	岡 崎 卓 哉 君

○本会議事務従事者

事務局 長 寺 嶋 悟 君
書 記 小 島 亜 美 君

事務局 次 長 壽 崎 行 洋 君
書 記 林 麻 結 君

開会 午前 9時50分

◎開会宣告

○議長 ただいまより、本日をもって招集されました令和8年第1回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、15名であります。

欠席の申出は福井議員であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において好川議員、高橋議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの17日間といたしたいと思
います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

会期は17日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議長 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項はお手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市長 おはようございます。本日、令和8年第1回滝川市議会定例会が招集され、会期中におきまして令和8年度各会計の予算案及び関連議案、令和7年度の補正予算案等につきましてご審議をいただくわけでございますが、ご提案を申し上げます各議案につきましては、それぞれ詳しくご説明申し上げますので、十分ご審議をいただきまして、原案にご賛同いただきますよう冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、報告を申し上げます。令和7年11月20

日から令和8年2月13日までの間の行政報告につきましては、議案とともにあらかじめ配付させていただいておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

私からは別途1件につきまして口頭でご報告を申し上げます。滝川駅周辺地区再生整備事業についてでございます。先月開催の第28回総務文教常任委員会において、委員各位には当該事業についてご報告とおわびを申し上げたところですが、改めまして本定例会の場をお借りし、議員各位並びに市民の皆様にご報告とおわびを申し上げます。昨年2月、当該事業に係る財政見通しについて予測ができない状況となったことから、当該事業については一旦停止という判断を示させていただきました。その後も様々な検討を行ってきたところではありますが、滝川市立病院の健全経営の継続、また国の子育て施策の拡充に併せた施設整備の優先実施などを総合的に勘案し、苦渋の決断ではございますが、滝川駅周辺地区再生整備事業については白紙とさせていただいたところであります。当該事業にご期待をされておられました多くの市民の皆様、とりわけ市民ワークショップ、居場所づくり会議にご参加いただき、熱心にご議論いただきました皆様、団体ヒアリングやウェブアンケート等々に多大なるご協力をいただきました皆様にこの場をお借りしまして心からおわびを申し上げます。そして、感謝も申し上げたいと思います。皆様からいただきましたお声は、今後の新たな取組にしっかりと生かしてまいる所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。あわせて、ホール機能の整備について心待ちにされておられました多くの市民の皆様や市民団体の皆様にもおわびを申し上げます。今後、代替機能としての小規模なホールについてしっかり検討してまいりますとともに、当面の間は皆様の活動が円滑に行われるようご支援させていただきたいと考えておりますので、何とぞご理解のほどお願い申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長 次の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりとのものでありますので、お目通しをお願いいたします。

報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもって行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号 専決処分について（令和7年度滝川市一般会計補正予算（第8号））

○議長 長 日程第5、報告第1号 専決処分について（令和7年度滝川市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号、専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことに伴い、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたいとするものです。

専決事項は、令和7年度滝川市一般会計補正予算（第8号）です。

補正予算の内容は、衆議院議員選挙の執行に要する経費の補正です。

1ページを御覧ください。第1項で歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,656万4,000円を追加し、予算の総額を264億4,946万4,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところです。

専決処分年月日は、令和8年1月21日です。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

補正の内容につきましては事項別明細書により歳出から説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。2款4項3目衆議院議員選挙費、補正額2,656万4,000円の増額につきましては、衆議院議員選挙の執行に要する経費の補正です。衆議院の解散に伴い、2月8日に第51回衆議院議員総選挙の投票及び開票が行われることが決定したことから、当該選挙を執行するため補正したもので、費用の全額が北海道の衆議院議員選挙事務委託金で措置されます。

以上、歳出合計で2,656万4,000円の増額となったところ です。

続きまして、歳入についてご説明しますので、6ページ、7ページをお開き願います。17款3項1目総務費委託金2,656万4,000円の増額につきましては、歳出関連です。

以上、歳入合計で2,656万4,000円の増額となったところ です。

なお、10ページ以降は給与費明細書となりますので、お目通し願います。

以上で報告第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決しました。

◎日程第6 令和8年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針

議案第 1号 令和8年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 令和8年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 令和8年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

- 議案第 4 号 令和 8 年度滝川市介護保険特別会計予算
議案第 5 号 令和 8 年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 6 号 令和 8 年度滝川市下水道事業会計予算
議案第 7 号 令和 8 年度滝川市病院事業会計予算
議案第 13 号 滝川市 B & G 海洋センター条例
議案第 14 号 滝川市鳥獣被害対策実施隊設置条例
議案第 16 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
議案第 17 号 滝川市公民館条例の一部を改正する条例
議案第 18 号 滝川市こども家庭センター条例及び滝川市保健センター条例
の一部を改正する条例
議案第 19 号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例
議案第 21 号 滝川市陶芸センター条例を廃止する条例
議案第 22 号 滝川市こども科学館条例を廃止する等の条例
議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）
議案第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について（スポーツセンター
等）
議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について（石狩川河川敷パーク
ゴルフ場）
議案第 27 号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里地ビ
ール製造施設）
議案第 31 号 不動産の無償貸付けについて

○議長 日程第 6、令和 8 年度滝川市各会計予算及び関連議案を一括議題としますが、この場合、件名を省略し、議案番号のみで申し上げます。

これより令和 8 年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針、議案第 1 号から第 7 号までの各会計予算、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 16 号から第 19 号まで、議案第 21 号、議案第 22 号、議案第 24 号から第 27 号まで及び議案第 31 号の予算関連議案、以上 20 件について一括議題といたします。

なお、過日の議会運営委員会で確認したとおり、議案第 1 号から第 7 号までの各会計予算及び予算関連議案につきましては、後日設置が予定されております予算審査特別委員会で審査を行うこととなりますので、本日は市政執行方針等の説明並びに予算関連議案の説明までといたします。

令和 8 年度市政執行方針及び予算大綱の説明を求めます。市長。

○市長 それでは、私から市政運営の考え方を市民の皆様、市議会議員の皆様に申し上げます。

昨年、北海道の人口が 500 万人を下回ったとの報道がありました。本市においても人口減少という厳しい現実と直面しております。しかし、こうした状況下にあっても、市民の皆様の満足度を高め、「滝川市に住んで良かった」と実感していただけるまちづくりを進めることが、私に課せられた使命であると考えております。

まず、食料品などの物価高騰対策として、市民への生活支援と市内事業者支援のため、市内全世帯を対象に2万5,000円分の「滝川市暮らし応援商品券」を、令和7年度内をめどに配布します。

次に、子育て支援の充実についてです。昨年4月に「健康こども未来部」を設置し、体制強化を図ってまいりました。「こども誰でも通園制度」については、全国での本格実施に先駆け、昨年10月から事業を先行実施しております。さらに、令和11年度の供用開始を目指し、保健センター、こども家庭センター、こども発達支援センター、滝川中央保育所などの機能を一体化した、仮称でございますが、子育てと健康の拠点複合施設の整備を進めてまいります。

また、子育て世帯などの住宅取得支援については、新築住宅取得助成事業を継続するとともに、新たに中古住宅取得助成事業を実施することで、定住促進や地域経済の活性化を図ります。

小学校の給食費につきましては、いわゆる給食無償化のための国の負担分を超える部分を全額市が負担します。中学校についても、食材費の高騰分を市が負担することで、保護者の皆様の経済的負担の軽減を図ってまいります。

さらに、本年5月には、子供の学びや体験、体力づくりの機能を併せ持つ、全国初の複合型施設となる新たなB&G海洋センター（通称：B&Gあそりバ）を開設し、子供たちの豊かな心身の育成につながる環境づくりを進めてまいります。

滝川市立病院については、コロナ禍以前の患者数に回復せず、依然として厳しい経営状況が続いておりますが、昨年11月に改訂した「滝川市立病院経営強化プラン」に基づき、病床数の適正化などの取組を着実に進め、病院事業会計の収支改善を図ってまいります。

また、中空知における地域医療構想については、国や道の支援を受けながら地域医療提供体制の構築に向けて、近隣自治体病院との役割・機能分担などの検討を進めてまいります。

昨年、一旦停止としました滝川駅周辺地区再生整備事業については、長期的な財政見通しなど総合的な判断から「白紙」といたしますが、令和6年度策定の基本構想に定めた将来ビジョンの実現に向け、これまでにいただいた市民の皆様のご要望やアイデアを最大限に生かせる新たな取組の検討を開始するとともに、旧スマイルビル解体事業に着手してまいります。

ホール機能の整備については、滝川駅周辺地区再生整備事業において機能集約するとしていましたが、事業が白紙となったことに伴い新たな検討を開始します。

私は、本年の一字として「集」、集めるという一字を掲げました。人口減少や物価高騰など、本市を取り巻く環境は一層厳しさを増しておりますが、市民の皆様の英知を集め、その力を結集し、全力でこのまちの未来を切り開いていく決意であります。

次に、新年度における施策の基本的な考え方について、滝川市総合計画の基本目標に沿って、各施策の概要を申し上げます。

初めに、「安心して子どもを育み、学び、笑顔あふれるまち」についてです。

（仮称）子育てと健康の拠点複合施設整備事業については、令和7年5月に策定した基本計画に基づき、子育て支援と市民の健康に関するエキスパートが集結し、切れ目なく包括的に相談支援サービスを提供できる拠点の整備を3か年の事業期間で進めます。

こども誰でも通園制度については、令和7年10月から先行して実施した検証を踏まえ、令和8年4月からは全国一斉の制度として本格実施します。

令和7年7月からスタートしました母親のためのレスパイトケア事業については、幅広いニーズに対応するため、民間からのアイデアを求めながら機能の充実を図ります。

滝川中央保育所で行っている病後児保育については、家庭や職場の事情に柔軟に対応し保護者の心理的負担の軽減につなげるため、利用対象を市内保育所利用者から市内に住所を有する対象年齢の児童へと拡大し、サービスの充実を図ってまいります。

多胎妊娠の妊婦への新たな支援の取組として多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業を実施し、追加の妊婦健診費用を助成することで安全な妊娠分娩の確保と経済的負担の軽減を図ります。

また、医学的な理由から、高度な周産期医療を扱う大学病院等周産期母子医療センターでの分娩を要する妊婦が安心して分娩に臨めるよう、妊婦健診や分娩のための通院に要した交通費を助成する制度を創設します。

子ども医療費助成については、子供たちの健やかな成長とさらなる健康の保持・増進を図るとともに、子育て世代の負担軽減を図るため、引き続き、中学生までの子ども医療費の無償化を実施します。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費用等助成事業については、聞こえない、聞こえにくいことを理由とした教育を受ける上での不安や日常生活の不都合を取り除き、いきいきと学び、成長できる環境を整えるため、身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して補聴器の購入費用を助成します。

学校給食費については、小学校においては、国の「学校給食費の抜本的な負担軽減への対応（いわゆる給食無償化）」としての国費による負担分を超える部分を市が全額負担し、中学校においては食材費上昇分の公費負担を継続し、子育て世帯への経済的負担の軽減を図ります。

子育て世帯などの住宅取得支援については、新築住宅取得助成事業を継続するとともに、新たに中古住宅取得助成事業を実施することで、定住促進や地域経済の活性化を図ります。

國學院大學北海道短期大学部との連携については、地域連携協議会を中心とした関係者で協力し、安定的な学生確保に向けた取組を強化するとともに、卒業後の地元定着に向けて、北海道短期大学部による就職対策などの取組を推進するほか、開学50周年を見据えたさらなる連携強化を図るべく、北海道短期大学部と地域が共に歩む「（仮称）共創まちづくりプラン」を策定します。

また、5年目を迎える國學院大學観光まちづくり学部との連携については、本市と北海道短期大学部の連携体制の下、観光まちづくり学部主催事業「観光まちづくりインターンシップ」の実習先として学生を受け入れることにより、本市や北海道短期大学部のさらなる魅力づくりとともに観光まちづくり学部における研究への寄与を目指します。

本年5月に開設します新たなB&G海洋センターは、従来の海洋レクリエーション施設に、子供の学びや体験、体力づくりなどの機能を加えた「子どもを育む」全国初の複合型施設となります。天候に左右されない通年利用施設として、小中学校などの多様な研修ニーズに対応し、広域利用を促進しつつ、交流人口の増加を目指します。

また、市内の児童の利用促進を図るため、新しい海洋センター利用児童送迎バス運行事業を実施し、児童の施設利用を支援するとともに、送迎ニーズを調査します。

次に、「健康で、優しく、安全に暮らせるまち」についてです。

滝川市立病院については、地域の基幹病院として安定的な医療を提供するため、人員が不足している診療科の医師の招聘を進め、看護師の確保や離職防止に向け修学資金貸付事業、院内保育所定員拡充などの施策を継続するとともに、医療機器などの更新を行い、安全・安心な医療サービスの提供に努めます。

また、現状の診療規模を踏まえた199床への病床数の削減や職員数の適正化などを盛り込み、一部改訂を行った「滝川市立病院経営強化プラン」に沿って、収支改善に向け取組を進めます。

中空知地域の地域医療構想については、令和8年度も北海道のモデル推進区域への支援が継続されることから、引き続き中空知地域における将来の医療提供体制の構築に向けて、国や道の支援を受けながら、近隣自治体病院との役割・機能分担などについて検討を進めます。

地域福祉については、地域共生社会の実現に向け、複雑化した地域課題を解決し地域福祉を推進するための行動指針となる「（仮称）滝川市地域福祉計画」を新たに策定し、市民が互いに支え合いながら自分らしく暮らせるまちづくりのため、保健・医療・福祉をはじめ様々な分野の横断的な支援体制の整備等を目指します。

医学的な理由から、周産期母子医療センターでの分娩を要する妊婦に対し、妊婦健診や分娩のための通院に要した経費や多胎妊娠に伴う妊婦健診の追加費用の助成を新たに行います。

障がい福祉については、上位計画である「（仮称）滝川市地域福祉計画」と連動した取組を推進するために、障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むための施策を総合的かつ計画的に推進するための「滝川市障がい者計画」と、障がい福祉サービスの提供体制の確保などを定める「第7期滝川市障がい福祉計画」を統合した「（仮称）滝川市障がい福祉総合計画」を、地域福祉計画の計画期間に合わせて新たに策定します。

地域生活支援拠点等整備事業については、虐待や支援者の入院・死亡などにより現在の環境での生活が困難となる障がい者やそのことが予期される障がい者に対して、相談体制の強化、緊急時の受入れなどの関係機関との連携、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保などのためにコーディネーターを配置し、様々な支援を切れ目なく提供できる体制（地域生活支援拠点等）を整備します。

生命維持に必要な日常生活用具などの利用者に対して、災害時においても電源を確保し、在宅での避難を含めた避難行動の選択肢を広げるため、非常用電源装置の購入費用を助成します。

高齢者福祉については、「第9期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の自立支援や重度化防止などの介護予防、認知症本人、家族への支援を充実させるとともに、支え合いや通いの場の活動支援など、生活支援体制整備の充実を図ります。また、現計画の最終年度に当たることから、令和9年度から3か年を計画期間として、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、次期計画を策定します。

介護人材の育成と確保に向けた取組としては、介護に関する普及啓発や介護の資格取得に係る費用の助成などを行います。

防災については、全国各地で想定を超える規模の豪雨や大規模な地震が発生している中、迅速かつ円滑な災害対応が求められています。そのため、市民一人一人の防災意識の向上や防災活動の知識、技能の習得を目的とした避難所開設訓練や防災教室を引き続き実施するとともに、災害時の活動支援にご協力いただける防災サポーターの拡充やさらなる地域事業者との防災協定の締結など、地域全体としての防災力の向上を図ります。また、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、より実効性のある個別避難計画の作成や更新を進めます。

全国的な課題となっているヒグマ対策については、ヒグマの生息状況や人の活動範囲を踏まえ、ヒグマのコア生息地や侵入を許容しない排除地域などを設定し、各範囲に応じた対応方針を定めることでの確かつ迅速な対策を実施して事故の発生を防止するため、ヒグマゾーニング計画を策定します。また、関係機関と合同の研修会の実施や必要な備品などの整備により、ヒグマに対する対応力の強化に努めます。

次に、「元気で魅力ある産業と、人が集うまち」についてです。

農業経営の安定化については、令和8年度中に国の水田政策の具体的な見直し内容が示されることを見据え、地域農業者の農業所得向上に向け、耕作条件不利地域での土壤透排水性改善の取組を実施するとともに、関係機関と連携しながら地域振興作物の選定を進めます。

新規就農者の育成確保については、地域おこし協力隊制度を活用した第三者経営継承などを引き続き推進します。また、就農研修を修了した新規就農者に対しては早期の経営確立に向けた支援を実施するとともに、就農研修最終年度を迎える地域おこし協力隊員に対しては、新規就農に必要なサポートを行います。

市内の事業所に就職する若者の経済的負担の軽減を図るとともに、事業所における人材確保・離職防止を推進するため、市内事業者と連携した奨学金返済支援補助金事業を引き続き実施します。

航空宇宙関連産業をはじめとした成長発展が期待される産業の集積を図るため、グライダーを活用したワーケーションツアーにおいて新たな事業者の発掘・招致を行うとともに、昨年創設した成長産業集積促進助成事業や道の企業立地助成制度と連携した企業立地促進助成事業により、市外からの立地を促進します。

また、市内に立地した企業の定着を図るため、事業所の環境改善や地域への普及啓発活動などに対する支援として、立地企業サポート助成事業を創設します。

スカイスポーツの振興については、安全かつ持続的に事業を推進するため、地域おこし協力隊員の採用活動を行い、スカイスポーツを担う人材の育成を図ります。

また、グライダーを活用した交流・関係人口創出に向けては、引き続き大学グライダー部の合宿受入れを実施するとともに、航空業界の関係者を講師に招聘した市民講座を開催します。

観光PR事業については、5月開設の新たなB&G海洋センターを中心とした西滝川エリアへの誘客を促し、地域への経済波及を促進するため、情報発信効果の高いテレビや各種メディアなどを活用した観光プロモーションを推進します。

観光人材の育成に向けては、一般社団法人たきかわ観光協会における持続可能な観光振興体制の確立と運営強化を目的とし、既存の地域おこし協力隊員に加え、新たな地域おこし協力隊員の募集

・採用に向けて取り組みます。

次に、「都市と農村が調和し、便利で、快適なまち」についてです。

駅周辺整備事業については、新たな整備に向けた検討を開始するほか、旧スマイルビルの老朽化が著しいことから、周辺住民や歩行者への安全対策を継続するとともに、解体に向けた残置物処分や解体工事実施設計に着手します。

令和7年度に改定した「滝川市都市交通マスタープラン」に基づき、人口変動や都市交通需要の動向に鑑み、長期間未整備となっている都市計画道路に係る見直し方針を踏まえた都市計画変更の手続きを進めます。

住環境の形成については、令和7年度に策定した「滝川市住生活基本計画（第三期）」に基づき、子育て世帯などのライフスタイルに対応した住環境の整備や支援など総合的な住宅施策を展開するために、新築住宅取得助成事業、住宅改修助成事業を継続するとともに、新たに中古住宅取得助成事業、住宅解体促進事業を実施し、官民が連携して既存住宅ストックや土地の有効利用を図ります。

また、市営住宅事業についても、令和7年度に策定した「滝川市公営住宅等長寿命化計画（第三期）」に基づき、既存公営住宅の用途廃止を進めるなどして団地の集約化に向けて着手します。

市が主体となって運行している滝川市内線については、今後も継続的に路線を維持するため、乗って支える意識の醸成に努めるほか、令和8年9月末で廃止予定の滝深線の経路である江部乙北部の代替交通を運行するなど市民の生活の足を確保します。

都市公園の再編については、「滝川市緑の基本計画」に基づき、地域の実情に応じた利活用や機能確保を基本とした集約を進めるため、滝川西公園の改修工事に着手します。

「滝川市街路樹適正化計画」に基づき、引き続き危険木や支障木の伐採・抜根を進め、街路樹管理の適正化を推進します。

道路整備事業については、安全で円滑な道路交通を確保するため、東町343号線などの道路改良舗装工事や部分改良工事を実施するとともに、近年の気候変動の影響を受け、冬期の気温上昇に伴う降雨・融雪を要因として増加している道路の凍上被害に対応するため、引き続き緊急自然災害防止対策事業債を積極的に活用し、舗装新設工事や生活道路の補修などを効率的に進めます。

国土強靱化の推進については、自然災害による被害を未然に防ぐため、河川機能の保全に向けた緊急浚渫推進事業を進めるとともに、「滝川市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、池の前橋などの修繕工事や橋の安全性と機能確保のための点検を行い、適切な補修・維持に努めます。

最終年度を迎える「滝川市空き家等対策計画」については、空き家等の管理を促進し、適正な管理がなされていない空き家等を減らす対策を推進するため、令和9年度から5か年を計画期間として、次期計画を策定します。また、家庭裁判所が選任する相続財産清算人が財産を管理・清算する制度を新たに活用し、相続放棄により相続人が不存在となった空き家の解体や土地の売却に取り組みます。

次に、「効率的な行財政運営等」についてです。

貴重な自主財源である市税については、適正な課税客体の把握、正確な税額計算、適正な納税通知を行うだけでなく、納税者への税制度や課税内容について丁寧な説明に努めます。

また、地方税共通納税システムを活用する対象税目を拡大し、納付手段の多様化や納税者の利便性を高めるとともに、口座振替を推進し納期限内納付を勧め、未納者への滞納処分を積極的に実施することにより、市税収納率のさらなる向上を図ります。

ふるさと納税については、ガバメントクラウドファンディングを新たに活用し、返礼品事業者への補助制度を創設することで事業者による新たな返礼品開発を後押しします。あわせて、首都圏を中心としたイベントへの出展や検索連動型広告などのPRを強化し、これらの取組を通じさらなる寄附額の増加につなげていきます。

国民健康保険特別会計については、令和12年度の北海道による統一保険料へ向けた市町村間の算定格差解消の取組や納付金算定方法の改定に対応するほか、収納率の向上や医療費の適正化に努め、国保財政の安定運営に取り組みます。

自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進については、行政サービスのさらなる向上を目指し、令和7年度中に改定する「滝川市DX推進計画」に基づき業務プロセスの見直し（BPR）などを推進するとともに、内部事務の効率化のため、包括的な内部事務システムの導入を昨年度に引き続き行います。

以上、市政運営につきまして、私の所信を申し上げます。

市民の皆様、市議会議員の皆様との一層の信頼関係を構築しながら、市民の皆様の思いに応えるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひともお力添えを賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

次に、令和8年度各会計予算案の大綱について、ご説明申し上げます。

令和8年度の予算編成に当たっては、市民の皆様に「いつまでも住み続けたい」と思っていただけるまちづくりを進めるため、滝川市総合計画に位置づけました各施策を着実に実施しつつ、子育て応援施策に重点を置いた予算案としました。

物価高騰や人口減少など、本市を取り巻く情勢は一層厳しくなっているところではありますが、子育て支援と市民の健康づくりの拠点となる「（仮称）子育てと健康の拠点複合施設」の整備、国の政策と連動した小学校給食費の公費負担や「こども誰でも通園制度」の通年化などの予算を盛り込んだほか、駅周辺整備事業として旧スマイルビルの解体等に係る費用を計上するなど、市民の皆様が安心して住み続けられる持続可能なまちづくりを目指した予算となるよう編成したものであります。

この結果、一般会計248億2,800万円、特別会計92億434万円、下水道事業会計支出25億1,465万円、病院事業会計支出89億1,297万円となり、各会計の歳出総額は454億5,996万円で、令和7年度当初予算と比較して、0.9パーセントの増、金額では4億760万円の増となりました。

次に、会計別の概要を申し上げます。

一般会計におきましては、予算総額を前年度当初予算に対し2億8,500万円増としました。人件費の増加のほか、ふるさと納税寄附金額の予算増に伴う関連経費の増などにより、予算額248億2,800万円で、前年度比1.2パーセントの増となっています。

性質別に見ますと、人件費については、人事院勧告に伴う給与の増額改定などにより、予算額3億9,429万円で、前年度比7.0パーセントの増、物件費は、システム標準化事業費の減などにより、予算額3億4,145万円で、前年度比2.3パーセントの減、扶助費は、障害者自立支援給付費の増などにより、予算額3億9,107万円で、前年度比0.1パーセントの増、建設事業費は、B&G海洋センター整備事業費の減などにより、予算額1億6,762万円で、前年度比18.4パーセントの減、公債費は、計画的な借入れの成果などにより、予算額1億3,136万円で、前年度比0.6パーセントの減となっています。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、保険給付費などの減により、予算額4億6,621万円で、前年度比4.9パーセントの減、公営住宅事業特別会計におきましては、工事費の減により、予算額5億9,002万円で、前年度比20.2パーセントの減、介護保険特別会計におきましては、保険事業勘定は、基金積立金などの増により、予算額3億6,113万円で、前年度比0.5パーセントの増、介護サービス事業勘定は、人件費などの増により、予算額1,890万円で、前年度比3.4パーセントの増、介護保険特別会計総体では、予算額3億6,003万円で、前年度比0.5パーセントの増、後期高齢者医療特別会計におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増により、予算額9億8,080万円で、前年度比15.2パーセントの増、下水道事業会計におきましては、工事請負費及び流域下水道費の増などにより、支出額2億5,465万円で、前年度比9.5パーセントの増、病院事業会計におきましては、企業債償還金の増などにより、支出額8億9,297万円で、前年度比1.4パーセントの増となりました。

次に、普通建設事業費の全体予算について、会計ごとにご説明申し上げます。

一般会計では、道路新設改良事業費5億8,640万円、B&G海洋センター新築工事2億3,271万円、滝川西公園改修工事1億2,580万円などを含め、総額で1億6,762万円、公営住宅事業特別会計では、1億8,595万円、下水道事業会計では、3億5,790万円、全体で前年度比15.9パーセント減の2億1,147万円を計上しました。

引き続き、総合計画の基本目標並びに施策に沿って主なものについて、ご説明申し上げます。

初めに、「安心して子どもを育み、学び、笑顔あふれるまち」についてです。

子供の成長と子育て支援体制の充実については、切れ目のない子育て支援サービスと市民全般の健康づくりの拠点となる「（仮称）子育てと健康の拠点複合施設」の整備に着手するため、（仮称）子育てと健康の拠点複合施設整備事業費1億4,880万円、令和7年度に策定した「滝川市住生活基本計画（第三期）」に基づき、子育て世帯などのライフスタイルに対応した住環境の整備や支援など、総合的な住宅施策を展開するため、新築住宅取得助成事業費1,260万円、中古住宅取得助成事業費3,027万円、住宅改修助成事業費3,300万円、住宅解体促進事業費500万円、小学校の給食費について、国費による支援額を超える部分を全額公費負担するとともに、中学校においては物価高騰分の公費負担を継続し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、小学校給食の公費負担事業費1,197万円、中学校給食の食材費高騰対策事業費1,558万円、こども家庭センターにおいて、緊急時対応の迅速化を図るほか、サポートプランの作成から支援の実施まで、切れ目のない支援体制を構築するため、児童家庭相談システム導入事業費1,416万

円、放課後児童クラブの利用料納付に係る保護者の利便性向上を図るため、放課後児童クラブ利用料納付方法拡充事業費 36 万円、国の補装具費支給制度の対象とならない軽度・中等度難聴児を支援するため、軽度・中等度難聴児補聴器購入費用等助成事業費 18 万円、要保護・要支援家庭等の事案に対し、子供の安全確保のために緊急的・一時的な支援を迅速に実施するため、要保護・要支援家庭への緊急対応事業費 33 万円、子供たちの健やかな育ちを支援するため、こども誰でも通園制度事業費 554 万円、地域おこし協力隊員が取り組むメタバース空間「TakikawaVerse（たきかわバース）」とリアルな子どもの居場所づくりを支援するため、子育て居場所づくり事業費 745 万円を計上しました。

学校教育の充実については、滝川西高等学校の円滑な学校運営に向けた環境整備に取り組むため、滝川西高等学校校内放送設備更新工事費 1,817 万円、令和 10 年度に予定している江陵中学校の改修工事に向けて、校舎の老朽化を総合的に評価するため、江陵中学校耐力度調査事業費 354 万円、児童・生徒の学校生活における心理的安全性の向上を図るため、ハイパー Q U 活用事業費 140 万円、修学機会の拡大と滝川市内への就職促進、北海道短期大学部のさらなる魅力発信と認知度向上を図るとともに、開学 50 周年を見据えた連携を加速させるため、（仮称）國學院大學北海道短期大学部共創まちづくりプラン策定事業費 812 万円、國學院大學北海道短期大学部修学応援補助金 1,230 万円、國學院大學北海道短期大学部プロモーションプロジェクト補助金 400 万円、國學院大學北海道短期大学部連携事業補助金 320 万円、様々な教育手法や先進的な教育実践事例等の調査を行い、将来を見据えた学習活動等に対応した施設整備を推進するため、新小学校整備事業費 45 万円を計上しました。

生涯学習・文化芸術・スポーツ環境づくりについては、全国で初となる科学館機能を備えた新たな B & G 海洋センターを令和 8 年 5 月 9 日にオープンし、より多くの子供たちに利用される施設を目指した運営を行うため、B & G 海洋センター整備事業費 2 億 4,204 万円、B & G 海洋センター運営管理事業費 1,688 万円、地域活性化起業人制度活用事業費 1,180 万円、児童送迎バス運行実証事業費 352 万円、音楽公民館における熱中症対策として、音楽公民館講堂空調設備設置工事費 564 万円、市内の文化団体の文化・芸術・音楽活動を支援するため、文化活動奨励費補助金 250 万円、文化・芸術活動コーディネーターとして採用した地域おこし協力隊員と連携し、市民が文化芸術活動に触れる機会を拡大するため、文化・芸術活動振興事業費 669 万円を計上しました。

次に、「健康で、優しく、安全に暮らせるまち」についてです。

保健・医療環境の充実については、多胎妊婦の安全な妊娠分娩の確保と経済的な負担軽減を図るため、多胎妊婦健康診査支援事業費 13 万円、高度な周産期医療を行う医療機関での分娩を要する妊婦を支援するため、妊産婦安心出産支援事業費 15 万円、地域福祉・自立支援体制の充実については、障がい者の緊急対応等を円滑に実施するためのコーディネーターを配置し、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を整備するため、地域生活支援拠点等整備事業費 300 万円、生命維持に必要な日常生活用具等を使用している方が、安心して日常生活を送ることができる環境を整備するため、非常用電源装置購入費用助成事業費 600 万円を計上しました。

市民生活の安全確保については、滝川消防団第六分団の水槽付消防ポンプ自動車を更新するため、水槽付消防ポンプ自動車購入事業負担金254万円、災害現場における指揮命令の伝達、情報収集及び広報活動の支援等に活用する広報車を更新するため、滝川消防署広報車購入事業負担金348万円、的確かつ迅速なヒグマ対策を実施し、事故の発生を防止するため、ヒグマゾーニング計画策定事業費92万円、箱わなを遠隔監視できるセンサーカメラの導入等により、ヒグマ対策の対応力を強化するため、ヒグマ対策事業費259万円を計上しました。

次に、「元気で魅力ある産業と、人が集うまち」についてです。

農業の振興については、令和9年度以降の市有林の伐採、植栽等に向けた調査・測量を実施するため、森林整備事前調査測量事業費200万円、地域おこし協力隊員による農業の第三者経営継承を推進し、将来の担い手確保につなげるため、新規就農支援対策事業費743万円を計上しました。

力強い産業の創出については、航空宇宙関連産業をはじめとした成長発展が期待される産業の集積を図るとともに、市内に立地した企業の定着を図るため、立地企業サポート助成事業費100万円、グライダーを活用した企業誘致事業費400万円、街なかひろばく・る・るにおいて貸しスタジオ事業や子育て支援事業を行うとともに、スタジオの1室にコワーキングスペースを開設し、街なかへの回遊や多様な働き方の促進を図るため、街なか地域交流広場事業費713万円を計上しました。

豊かな資源を生かした外客誘致・交流人口の拡大については、一般社団法人たきかわ観光協会と連携したイベント等の企画・運営を行う地域おこし協力隊員を支援し、さらなる交流人口の拡大や地域ブランド力の向上を図るため、観光人材育成事業費550万円、大学グライダー部の合宿受入れや航空業界と連携した市民講座を実施し、新たな交流・関係人口を創出するため、グライダーを活用した交流・関係人口創出事業費60万円を計上しました。

次に、「都市と農村が調和し、便利で、快適なまち」についてです。

コンパクトな都市形成については、新たな駅周辺整備に向けた検討を開始するほか、老朽化が進む旧スマイルビルの解体に向けた残置物処分及び解体工事実施設計業務に着手するため、駅周辺整備事業費1億9,184万円を計上しました。

地域公共交通の維持については、令和8年9月30日で廃止予定の空知中央バス滝深線について、当該路線の経路となっている江部乙北部の代替交通を運行するため、滝深線廃止に伴う代替交通事業費560万円、深滝線の路線維持に向け、運行に必要な中型バス1台の購入費用相当額を沿線自治体と共に負担するため、深滝線車両購入負担金1,315万円を計上しました。

公共施設・インフラの適正管理については、市内経済の状況を考慮し、地域経済への波及効果の高い公共事業を実施するため、普通建設事業費21億6,147万円、市役所庁舎の長寿命化を図るため、市庁舎外壁改修工事費1億9,140万円、蛍光灯の製造等の終了を踏まえ庁舎の照明を全てLED照明に更新し、維持管理経費の縮減と脱炭素化を促進するため、市庁舎照明LED化事業費2,460万円、廃止した公共施設を解体し、跡地の有効活用を図るため、旧身体障害者福祉センター及び地域ふれあいセンター解体工事費1億4,675万円、道路の凍上被害対策として、緊急自然災害防止対策事業債を活用した舗装新設工事等を効率的に行うため、道路整備事業費、凍

上対応分でございますが、2億6,082万円、生活道路における凍上や経年劣化による欠損箇所等の舗装補修に集中的に取り組み、道路交通の安全確保に努めるため、生活道路舗装補修事業費4,601万円を計上しました。

住環境の整備については、空き家対策の基本方針を明確化し、適正な管理がされていない空き家等を減らす対策を推進するため、次期空家等対策計画策定事業費497万円、所有者不明で利用の見込みがない管理不全な空き家について、空家等対策特別措置法に基づく略式代執行により計画的に解体を進め、地域住民の生活環境の保全に努めるため、空家物件解体工事費（略式代執行）508万円、令和7年度に策定した「滝川市住生活基本計画（第三期）」に基づき、子育て世帯などのライフスタイルに対応した住環境の整備や支援など、総合的な住宅施策を展開するため、新築住宅取得助成事業費1,260万円、中古住宅取得助成事業費3,027万円、住宅改修助成事業費3,300万円、住宅解体促進事業費500万円を計上しました。

次に、「効率的な行財政運営によるまちづくり」についてです。

ふるさと納税商品開発・販路拡大等補助金については、新たなふるさと納税返礼品の開発を促進し、ふるさと納税のさらなる寄附額増加と地域産業の活性化を目指すため、ふるさと納税商品開発・販路拡大等補助金7,000万円を計上しました。

建築士資格取得助成金については、建築・土木行政サービスの安定的かつ持続的な提供に向けて、専門資格を有する職員を確保・育成するため、建築士資格取得助成金150万円を計上しました。

預貯金照会電子化サービス「p i p i t L I N Q」導入事業については、滞納整理の迅速化と徴収体制の強化を図るため、預貯金照会電子化サービス「p i p i t L I N Q」導入事業費61万円を計上しました。

自治体DXの推進については、市役所における事務の効率化と行政サービスのさらなる向上を目指し、内部事務統合システム導入事業費2,353万円、システム標準化事業費1億2,240万円、自治体DX推進事業費1,382万円を計上しました。

第三セクターの経営健全化については、第三セクターの経営改善を促進するとともに、安定的な経営を支援するため、滝川振興公社貸付金5億8,900万円を計上しました。

次に、これらに見合う令和8年度一般会計歳入の主なものについてです。

市税について、令和7年度の実績見込み及び令和8年度の地方財政計画を勘案し、個人市民税、法人市民税、固定資産税及び都市計画税については対前年度当初予算比増額を、市たばこ税については減額を見込みました。また、環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税についても減額を見込みました。

収納率については、現年度分99.1パーセント、滞納繰越分4.2パーセント、合わせて91.2パーセントを確保する予算としたところ、市税全体では、対前年1億1,676万円増の45億1,944万円、地方交付税については、普通交付税、特別交付税を合わせて、対前年3億3,524万円増の78億2,997万円、ふるさと納税による寄附金については、令和7年度実績見込みを踏まえて、対前年2億円増の17億円、その他の歳入としまして、国庫支出金34億5,306万円、道支出金14億2,854万円、市債12億1,070万円を計上しました。基金繰入金

については、対前年3億6,102万円減の11億1,426万円を計上しております。

以上、令和8年度の各会計予算案の大綱について、申し上げました。

厳しい財政運営の中にありますが、予算計上に当たっては、将来にわたり市民の皆様が安心して暮らせるまちの実現に向けた取組に十分配慮したところであります。

市民の皆様、市議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、慎重なご審議と適切なご決定をいただけるよう重ねてお願いを申し上げます。

なお、誤読、また数字の読み違いなどがございましたら、お手元にお配りしております文書が正しいものでございます。ご了承賜りますようお願い申し上げまして、以上、市政執行方針及び予算大綱の説明といたします。

○議 長 次に、教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

○教 育 長 令和8年度における教育行政の基本的な考えを申し上げます。

少子化の進行やA Iをはじめとするデジタル技術の急速な進展により、社会や働き方、価値観が変化を続ける中で、生涯にわたって学び続けることの重要性が高まっています。

こうした時代を子供たちがたくましく生きていくためには、学校教育において、知識・技能の確実な習得を基盤としつつ、思考力・判断力・表現力や学びに向かう力といった資質・能力をバランスよく育成し、一人一人が自ら未来を切り開いていくための基盤を培うことが求められています。

さらに、学びや働き方、社会との関わり方が人生の節目に応じて変化するマルチステージの時代においては、多くの市民が地域や社会の中で自分らしく力を発揮できるよう、多様な学習機会の提供や人と人とのつながりを育む場の充実、心身の健康を支える取組などを通じて、生涯にわたる学びを支える環境づくりが重要となっています。

教育委員会といたしましては、滝川市教育大綱の基本理念である「未来を切り拓く自立型人材の育成」と「誰もが学び続けることができる共生社会の実現」の具現化に向け、学校関係者や市民の皆様と連携・協働し、豊かな教育の実現を目指して教育行政を推進してまいります。

初めに、学校教育について申し上げます。

新しい時代に必要となる子供たちの資質・能力の育成のために、学習の基盤となる「言語能力」、「情報活用能力」、「問題発見・解決能力」の育成を推進します。児童生徒一人一人の可能性を伸ばし、確かな学力を身につける授業の実現に向けて、ICT環境を適切に活用した「個別最適な学び」と他者との対話や相互の活動を通して多様な個性を生かす「協働的な学び」を一体的に推進します。

さらに、基礎・基本の定着と家庭学習の習慣化を推進します。日常の授業において、少人数指導や習熟度別指導を効果的に進めることで、児童生徒一人一人の学習意欲を高め、知識・技能の定着と思考力・判断力・表現力の育成を図ります。

また、「A Iドリル（ドリルパーク）」や「授業支援ソフト（オクリンクプラス）」を日常の学習活動に効果的に組み合わせることを支援し、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の充実を図ります。さらに、ICTを活用した授業改善を進めるため、生成A Iの利活用を含めた教職員向け研修会を開催するなど、授業力向上に向けた支援に取り組めます。

外国語教育では、外国語指導助手（ＡＬＴ）による授業補助や個別学習を支援します。児童生徒がネイティブスピーカーの英語に触れる機会を拡充することで、外国語コミュニケーション能力の向上を推進します。あわせて、「英検ＥＳＧ」や「英検ＩＢＡ」といった客観的指標を活用し、英語４技能（読む・書く・聞く・話す）の均衡ある育成を図ります。

総合的な学習の時間では、自ら課題を見つけて解決していく探究的な学習を取り入れ、自己の生き方を考えるための資質や能力を育みます。また、小学校の農業体験や中学校の職場体験活動など地域資源を生かした特色ある多様な活動を通して、勤労観や職業観の醸成に努めます。

いじめ防止対策については、いじめ防止専門委員会やいじめ問題対策連絡協議会の専門的な知見を生かし、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応ができる組織の運営を充実させます。さらに、「いじめを絶対に許さない学校づくり」をテーマにした「絆づくり成果交流会」を開催し、いじめ撲滅に向けた各学校の取組を全市で共有し、中学校区を中心とした小・中学校の連携を一層充実させます。

不登校の未然防止については、誰一人取り残さない学びの保障を充実させます。今年度から小・中学校において、心理検査アンケートである「ハイパーＱＵ」を活用し、児童生徒の学校生活に対する意欲や満足度、対人関係能力を客観的に把握し、いじめ・不登校の未然防止につなげ、互いに認め合い安心して学べる学級づくりを推進します。

不登校の児童生徒への支援については、学習指導や体験活動を通じて社会的自立を支援する適応指導教室「ふれあいルーム」や北海道教育委員会の「メタバースを活用した不登校児童生徒支援事業」など様々な学びの窓口の活用を推進します。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携による組織的かつ早期支援を進めます。

道徳教育については、人間としての生き方を考え、自立した人間として主体的に判断し、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を育みます。そのため、外部講師を招いた教職員向け研修会の開催や市道徳教育研究員による研究成果を発信・共有し、児童生徒が多様な視点から自己の考えを深められる授業づくりを推進します。

体力向上については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の成果や課題を各学校と共有することで、スポーツへの興味・関心や運動意欲を高める各学校の取組を支援します。

特別支援教育については、一人一人の障がいの状況に応じたきめ細やかな教育的ニーズを把握することを目的に、教育支援委員会による教育相談を適宜実施し、関係機関との連携を強化し、幼児期から切れ目のない一貫した支援の充実を図ります。また、市内において拡充を進めている通級指導教室においては、それぞれの児童生徒の教育的ニーズに応じた指導が各学校で行われるように支援します。

幼保小接続や小中連携などの校種間連携については、子供の育ちと学びをつなぐため、市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校間の連携体制を強化します。具体的には、「架け橋期」と称される５歳児から小学校１年生の２年間をつなぐ「滝川市架け橋期カリキュラム」を基に幼稚園、保育所及び小学校が互いに協働し、架け橋期の円滑な接続を実現することで、互いの保育・教育の充実を図ります。また、義務教育の９年間を見通し、児童生徒が主体的に学び続けられるよう、中学校区

内の小・中学校が連携して系統性・連続性ある指導を充実し、学びのつながりを意識した授業づくりに努めるなど、教育内容や指導方法の工夫・改善に向けた組織的な取組を推進します。

コミュニティスクールについては、各中学校区の学校運営協議会の活動を支援し、地域ボランティアによる学習支援事業を実施するなど、学校、家庭、地域の連携・協働により、子供たちの学びや成長を支えるため、よりよい環境づくりを推進します。

部活動については、拠点校部活動や休日の部活動における外部指導者の活用の取組を継続しながら、学校、保護者、市内関係団体等との情報共有、種目ごとの協議等を進め、休日の部活動の地域展開を推進します。

「教育職員業務改善推進プラン」に基づき、教職員が児童生徒と向き合う時間などを確保するため、ＩＣＴの活用による校務効率化の推進、保護者・地域等との連携協働、ストレスチェックを実施しメンタルヘルス対策を推進するなど、学校における働き方改革を進めます。

滝川第一小学校建替事業については、令和７年度に着手した基本計画の策定を引き続き進めるとともに、多様な教育手法の調査・検討を踏まえ、将来を見据えた学習活動等に対応した施設整備を推進します。

高等学校の在り方については、北海道教育委員会が策定する公立高等学校配置計画に基づき、引き続き、検討します。

高校教育については、生徒の英語力とコミュニケーション能力の向上を図るため、オールイングリッシュによる授業や２名の外国語指導助手（ＡＬＴ）を配置するとともに、引き続き姉妹校であるアメリカ・ロングメドール高校や交流提携校であるスウェーデン・ヴィトフェルスカ高校との交流事業を実施し、異文化や多様な価値観に対する理解を深め、グローバル人材の育成に取り組みます。

キャリア教育については、普通科の「探究活動」や情報マネジメント科の「課題研究」を通して将来に役立つスキルや思考力を養うほか、インターンシップによる職業体験の実施や「進路別ガイダンス」、「ブース型進路相談会」を開催するなど、生徒の多様な進路希望の実現を図ります。

次に、社会教育について申し上げます。

子供たちのインターネットトラブルを未然に防ぐため、低年齢化しているＳＮＳ利用によるトラブルを踏まえた対策として、学校と連携した児童・生徒への取組に加え、ＰＴＡや子育て支援事業への出前教室などを積極的に推進します。

文化芸術活動の振興については、文化芸術活動コーディネーターの地域おこし協力隊員と連携し、学校でのアウトリーチ事業や市民と協働で進める文化・芸術活動の機会創出に取り組みます。

市民が主体的に行う文化芸術活動や研修、交流の場を確保するため、滝川市民交流プラザの機能を維持するとともに、音楽活動での利用が多い音楽公民館講堂に空調設備を整備し、利用環境の充実を図ります。

また、文化連盟加盟団体等による文化・芸術活動を奨励するため、文化連盟と連携し、市内外のホール等を利用して実施する文化、芸術、音楽活動に対する支援を拡充します。

美術自然史館については、開館４０周年を記念し、特別展「林檎の夢～ふたりの画家 英遠と万寿三」を開催します。美術自然史館建設の契機となった岩橋英遠と一木万寿三について、開館以来

収集してきた2人の作品を通じて美術自然史館の40年の歩みと2人の画家の原点を振り返ります。

また、多年にわたり収集してきた様々な収蔵品を鑑賞する企画展を開催するほか、國學院大學北海道短期大学部などの教育機関や市内芸術文化団体等と連携を図り、展覧会やロビーコンサートの開催を支援します。

郷土館については、市内小学校と連携し、社会科副読本を活用した郷土学習の推進に努めます。

新たな滝川市B&G海洋センター（通称：B&Gあそりバ）については、創造力や論理的思考を養うSTEAM教育、体力向上を目指すスポーツ、そして環境の大切さを学ぶエコロジーの3つをコンセプトに開設します。急速に変化する社会環境の中で子供たちが生き抜く力を身につけるため、様々な体験と学びを通して感性を磨き、個性を引き出しながら「自ら考え、答えを生み出す力」を養う活動を推進します。

図書館については、子供たちが主体的に学び、また対話を通じて理解を深められるよう、図書館司書が学習単元に合わせた本の選書・貸出しを行い、学校と連携して図書を活用した探究的な学習を支援します。さらに、図書館や学校間での情報共有を円滑にするため「引継ぎカルテ」を作成し学校図書室の充実を図ることで、学習の深化と継続的な支援に取り組みます。

スポーツの振興については、一般財団法人滝川市スポーツ協会や滝川生涯学習振興会と連携し、スポーツ講習会や健康・運動講座を通して、市民一人一人が日常的にスポーツを楽しめる環境づくりを支援します。

また、新たに開設する滝川市B&G海洋センターの屋内外の施設を活用し、パルクール等のニュースポーツ体験教室をはじめ、スタンド・アップ・パドルボード（SUP）やパワーパドラーを活用した新たな海洋性プログラムを取り入れることで子供たちの体力向上を図ります。

教育委員会といたしましては、ふるさと滝川の未来を切り開く「たきかわっ子」の育成と、誰もが生涯にわたって学び続けることができる環境づくりに取り組み、市民一人一人が学びを深め、自らの生き方を豊かなものとしていけるよう、教育施策の充実に努めてまいります。

以上、令和8年度の教育行政執行方針を申し上げます。

市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、誤読などがございましたら、お手元にお配りをしております文書が正しいものでございますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長 議案第13号、第17号、第21号、第22号、第25号、第26号及び第31号の説明を求めます。教育部長

○教育部長 ただいま上程されました議案第13号 滝川市B&G海洋センター条例についてご説明申し上げます。

制定の趣旨としましては、令和8年5月9日にオープンする科学館機能を備えた新しいB&G海洋センターについて、多様な体験や学び、体力づくりなどの機能を付加した通年利用型の複合施設として設置するため、滝川市B&G海洋センター条例の全部を改正したいとするものでございます。

本条例は、全4章24条から構成されており、第1章、総則の第1条では、設置の目的として、海洋性スポーツ、レクリエーションの振興を通して、市民の健康増進を図るとともに、多様な体験

と学びによる創造性豊かな子供たちを育むためとしております。

第2条では施設の名称及び位置、第3条では施設の構成についてそれぞれ規定するものでございます。

第4条では、B＆G海洋センターの管理について、地方自治法の規定により、キッズラボを除いた艇庫及び屋外遊具広場の管理を指定管理者に行わせるものとし、その業務について規定するものでございます。

第5条では、B＆G海洋センターが行う事業を規定するものでございます。

次のページ、第2章、艇庫の第6条では開館期間、開館時間及び休館日、第7条では利用の許可、第8条では利用の制限、第9条では目的外利用等の禁止、第10条では利用料金についてそれぞれ規定するものでございます。

第11条では、利用料金の承認について、利用料金の設定基準を別表により定める規定でございます。

6ページ、別表第1にありますとおり、現在のB＆G海洋センターの料金を参考にしながら、利用区分ごとに料金を設定しております。市民の皆さんが利用しやすい料金設定とするため、特に市内の中学生以下につきましては、これまで利用料金を徴収しておりましたが、今後は無料として子供たちがより利用しやすい環境を整えたところであります。

3ページに戻りまして、第12条では利用料金の減免、第13条では利用料金の不還付、第14条では、特殊物品の搬入等の許可、第15条では利用許可の取消し等、第16条では原状回復についてそれぞれ規定するものでございます。

第3章、キッズラボ、第17条では、職員について規定するものでございます。

第18条では、入館料について別表により定める規定でございます。

7ページ、別表2にありますとおり、現在のこども科学館料金を参考にしながら、入館区分ごとに料金を設定しております。先ほどご説明しました艇庫と同様に市民の皆さんが入館しやすい料金設定とするため、市内の中学生以下につきましては、これまで入館料金を徴収しておりましたが、今後は無料として子供たちがより入館しやすい環境を整えたところです。

4ページに戻りまして、第19条では入館料の減免、第20条では入館料の不還付、第21条では入館の制限についてそれぞれ規定するものでございます。

第4章、雑則の第22条では破損の届出等、第23条では指定管理者が管理を行えない場合の教育委員会による管理についてそれぞれ規定し、第24条では規則への委任について規定するものでございます。

最後に、附則第1項においてこの条例の施行期日をオープン日の令和8年5月9日とし、第2項では利用の許可等の手続などの準備行為を条例施行前に行うための規定でございます。

以上、議案第13号の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第17号 滝川市公民館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

制定の趣旨としましては、音楽公民館についてはこれまで指定管理者制度の導入により管理運営を行ってまいりましたが、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間を指定期間と

する公の施設の指定管理者の公募を行った結果、申請者がなかったことから、令和8年4月1日以降、当該公民館の管理主体を指定管理者から教育委員会に変更するため、滝川市公民館条例の一部を改正したいとするものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表に基づきご説明いたします。参考資料、新旧対照表をお開き願います。現行第3条は指定管理者への管理の代行を定める規定ですが、改正後、その管理を教育委員会が行うことにするため削除し、改めて公民館が行う事業を改正後の第3条に規定するものです。

現行第4条に規定する開館時間及び休館日につきましては、直営化に伴いまして規則を定めることとなるため、削除するものでございます。

第5条及び2ページ、第6条につきましては、直営化に伴い、「利用」を「使用」に、「指定管理者」を「教育委員会」に改めるなど、文言整理をするものです。

現行第7条に規定する「利用料金」を「使用料」に改めるとともに、指定管理者の廃止により、第8条に規定する利用料金の額や納入方法についての市長承認、これが不要となるため、第8条を削除するものでございます。

これに伴いまして、現行第9条及び第10条を文言整理の上、それぞれ第9条及び第10条とするものです。

次に、第10条の2から3ページの第11条につきましては、「利用」を「使用」に、「指定管理者」を「委員会」に、「利用者」を「使用者」に、「利用場所」を「使用場所」に改め、文言整理するものであります。

現行第12条につきましては、指定管理においてやむを得ない事情がある場合、教育委員会が管理することができる規定ですので、不要となるため、削除するものです。

これに伴い、4ページの現行第13条を第12条とするものです。

附則第2項、別表につきましても所要の文言整理をするものです。

なお、各使用料及び料金区分等については、変更はございません。

5ページの附則第1項で施行期日を令和8年4月1日に、第2項で経過措置として、この条例の施行前になされた処分、手続その他の行為を改正後の条例により出されたものとみなすことを規定したものであります。

以上、議案第17号の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第21号 滝川市陶芸センター条例を廃止する条例についてご説明をいたします。

昭和53年に開所した陶芸センターは、陶芸を通じて市民の芸術、文化の振興及び高齢者の生きがいの向上を図ることを目的として、定期講座や子供を対象とした特別講座等を実施し、市民が陶芸に親しむ機会を提供してまいりましたが、令和6年3月末をもって指導員が退職したことを契機に、元受講生を中心とした市民団体による陶芸活動の継続について検証を行いました。その結果、市が担ってきた陶芸を通じた芸術、文化の振興は、市民による主体的な活動として継続可能であるとの判断に至ったところであります。これらを踏まえ、公の施設としての当初の設置目的を一定程度果たしたものと認め、陶芸センター条例を令和8年3月31日をもって廃止しようとするもので

す。

なお、附則におきまして、この条例は、令和８年４月１日から施行したいとするものです。

以上、議案第２１号の説明とさせていただきます。

次に、議案第２２号 滝川市こども科学館条例を廃止する等の条例についてご説明いたします。

平成３年に開館した滝川市こども科学館は、科学知識及び科学技術の普及啓発を通して創造性豊かな青少年の育成と教育及び文化の向上、発展を図ることを目的として、展示事業に加え、各種科学イベントや体験活動を実施するなど、子供たちの知的好奇心の醸成に努めてまいりましたが、令和８年５月に開館を予定している新しい滝川市Ｂ＆Ｇ海洋センターにその機能の一部を移転することから、滝川市こども科学館条例を廃止したいとするものです。

また、これに併せ、他の博物館との共通入館料を廃止するため、滝川市郷土館及び滝川市美術自然史館条例の一部を改正したいとするものです。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表を御覧願います。滝川市郷土館条例の別表につきましては、共通入館料に関する文言の削除でございます。

また、滝川市美術自然史館条例の別表第１につきましては、共通入館料に関する項目の削除及び文言整理でございます。

なお、附則におきまして、この条例は、令和８年４月１日から施行したいとするものです。

以上、議案第２２号の説明とさせていただきます。

次に、議案第２５号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市スポーツセンターほか、記載の４施設でございます。指定管理者となるべき団体は一般財団法人滝川市スポーツ協会で、指定期間は令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までの３年間でございます。選定された団体は、これまでも滝川市スポーツセンター等の指定管理を受託しており、運営管理のノウハウの蓄積、市との協働で築いてきた人材育成、市内スポーツ団体との連携などの財産を活用して総合的なスポーツ振興事業の展開が期待できることから、前回に引き続き非公募で選定し、指定管理者として指定するものであります。

以上、議案第２５号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２６号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明をいたします。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場で、指定管理者となるべき団体は株式会社滝川振興公社であります。指定期間は、令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までの３年間です。選定された団体は、当該施設の芝養生管理に必要な地下水揚水ポンプを施設内に所有していること、また隣接する滝川市民ゴルフ場との一体的かつ効率的なコース管理運営が期待できることを鑑み、当該団体を非公募により選定し、指定管理者として指定するもので

あります。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。

次に、議案第31号 不動産の無償貸付けについてご説明をいたします。

地方自治法第237条第2項の規定により、市有財産の無償貸付けについては議会の議決を得る必要があることから、本議案を提案するものです。

1、無償貸付けする建物及び土地の表示については、滝川市陶芸センターの建物及び敷地であります。所在等詳細につきましては、記載のとおりです。

2、貸付けの相手は、滝川市新町3丁目8番13号、たきそら陶房会長、麻生重人氏です。

3、貸付けの期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までです。

4、用途は、滝川市の陶芸文化の振興を目的とした市民の陶芸活動や講座を開講する作業場として活用するためです。

貸付先の選定及び無償貸付けする理由については、指導者の退職後、受講生の有志により設立された団体、たきそら陶房が令和7年4月から12月まで行政財産使用許可の下、陶芸センターにおいて活動を継続してまいりました。教育委員会においてその間の運営状況及び収支状況を確認した結果、同団体が安定的かつ自立的に施設を活用し、継続した陶芸活動を行う見込みがあると判断しております。また、同団体は、陶芸を通じた文化、芸術振興の趣旨を十分に理解し、市民主体の活動として継続する意向を有しております。今後は、体験講座の開催などを通じて市民が陶芸に触れる機会の確保に努めることが見込まれ、これまでの公の施設として実施してきた公益的事業の趣旨を踏まえた運営が期待されるところであります。これらの経過及び公益性を総合的に勘案し、当該団体を相手方として随意契約により貸付けを行うことが妥当であると判断するとともに、本市の文化、芸術の振興に資する活動であることから、無償により貸付けしたいとするものです。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 議案第14号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 議案第14号 滝川市鳥獣被害対策実施隊設置条例についてご説明申し上げます。

条例の制定趣旨ですが、ヒグマやツキノワグマによる人の生活圏への侵入や被害が深刻な社会問題となる中、滝川市においても令和7年度のヒグマの出没件数が過去最多を記録するなど、市民生活に大きな影響を与える状況にあります。こうした状況を受け、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づきまして令和6年4月1日に滝川市鳥獣被害対策実施隊を設置し、民間の有技術者を隊員に任命することでヒグマ対策体制の整備を図り、ヒグマとの事故防止、被害抑制のための対応を進めてきたところです。この隊員が担うヒグマ対策業務は、危険性を伴うとともに、非常勤で特別職の市職員として市民対応や関係機関と連携した対策の実施という市の内部にとどまらないことに鑑みまして、自治体の所掌事項等の必要な事項につきまして条例において明文化をし、法的明確化を図るため、制定したいとするものです。

条例の内容ですが、第1条では根拠法令に基づき設置する旨を、第2条では実施隊の所掌事項として市が策定する鳥獣被害防止計画による被害防止策を実施する旨を規定しております。

第3条は、自治体の組織として市職員から指名する者と共に被害防止施策に積極的に取り組むこ

とが見込まれるものから、任命する者30人以内で組織するものとし、第4条は隊員の任期を2年とするとともに、第5条において規則への委任規定を設けています。

附則につきましては、この条例の施行期日を令和8年4月1日としたいとするものです。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。

○議長 議案第16号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の制定の趣旨につきましては、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定のうち、令和8年4月1日から施行される通勤手当、期末、勤勉手当等の改定等の改正を行いたいとするものです。

改正の内容につきましては、議案第16号参考資料、新旧対照表を御覧ください。初めに、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係ですが、1ページから3ページにかけての第23条ですが、自動車等使用者に対する通勤手当については、現行60キロメートル以上とされていた距離区分の上限に新たに100キロメートルを上限とする距離区分が新設され、上限額が6万6,400円とされたことから、通勤手当について支給単位期間につき6万6,400円を上限として定め、距離区分に応じた支給額については別に市長が規則で定めることとする改正及び1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するための改正並びにこれらに伴う所要の条文整理です。

3ページ後段から4ページにかけての第34条は、令和7年第4回市議会臨時会において議決いただき、令和7年人事院勧告に基づき、12月期の期末手当を0.025月引き上げたものを6月期及び12月期にそれぞれ均等に割り振るための改正、第36条は勤勉手当について同様に6月期及び12月期にそれぞれ均等に割り振るための改正です。

次に、滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、第2条関係ですが、第15条及び第15条の2並びに5ページから6ページにかけての第26条及び第26条の2は、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の上限割合について、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の改定に準じて改定するための改正です。

第29条は、パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償について、一般職の職員の通勤手当の改定に準じるための所要の条文整理です。

次に、滝川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正、第3条関係ですが、第7条は、特定任期付職員に係る給料表について、令和7年人事院勧告に伴う国の改定に準じて各号給の引上げを行いたいとするもの、6ページから7ページにかけての第8条は、特定任期付職員の期末勤勉手当に係る支給月数について現行の年間3.65月から、人事院勧告に基づき0.05月引き上げ、6月期、12月期合わせて年間3.70月とするための改正です。

最後に、7ページから8ページにかけての附則ですが、第1項は、この条例は令和8年4月1日から施行したいとするもの、第2項は、令和5年第1回市議会定例会で議決をいただきました地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の附則を改正するもので、暫定再任用職

員に係る通勤手当の規定について、このたびの改正を受け、条文整理を行うとともに略称の規定について当該条文整理に伴う改正に付随して表記を整えるもの、第3項は、この条例の施行に関し必要な事項は規則に委任するものです。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。

○議長 議長 議案第18号の説明を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 議案第18号 滝川市こども家庭センター条例及び滝川市保健センター条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

(仮称)子育てと健康の拠点複合施設の整備に当たり、現在保健センター内に設置することも家庭センター及び保健センターを一時移転する必要があるため、市民の皆様の混乱を最小限に抑え、途切れることなくサービス提供を行うため、周知、準備等の期間を設け、一時移転の日を令和8年12月1日とし、こども家庭センターをホテルスエヒロに、保健センターを旧北海道農業共済組合道央空知センター中空知支所に移転したいとするものです。

改正の内容につきましては、議案第18号参考資料、新旧対照表を御覧ください。第1条関係、滝川市こども家庭センター条例の一部改正で、同条例第2条に定める施設の位置を滝川市明神町2丁目2番16号に改正し、第2条関係、滝川市保健センター条例の一部改正、同条例第2条に定める施設の位置を滝川市大町1丁目5番14号に改正するものです。

附則として、この条例は、令和8年12月1日から施行したいとするものです。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。

○議長 議長 議案第19号、第24号及び第27号の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第19号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、本条例のうち商工業振興に係る融資制度につきましては、中小企業及び個人事業主の経営の安定や事業展開を促進するため、それぞれの目的に応じ、融資のあっせんを行ってきたところでありますが、近年の金融情勢の変化等に対応する融資制度とするため、滝川市商工業振興条例の一部を改正したいとするものであります。

続いて、改正の内容についてご説明申し上げますので、参考資料の新旧対照表をお開きください。第2条の改正については、既存の融資制度の一つでありました店舗リフレッシュ資金の廃止に伴う用語の削除及び号の繰上げでございます。

第23条の改正については、近年利用実績のない店舗リフレッシュ資金を廃止したいとするものであり、また産業立地資金の文言を整理するものでございます。

第27条の改正については、店舗リフレッシュ資金の廃止に伴う号の繰上げでございます。

また、附則として、第1項で施行期日を令和8年4月1日とし、第2項で経過措置として、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の滝川市商工業振興条例第23条第2号及び第4号に掲げる事業資金の融資のあっせんを受けている者に係る原資の預託及び貸付けについては、なお従前の例によることとしたいとするものです。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。

次に、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は滝川市航空科学センター、指定管理者となるべき団体は公益社団法人滝川スカイスポーツ振興協会、代表者は会長、松尾吉洋氏です。指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日の3年間であります。

公募によらない指定管理者の選定の理由としましては、本施設が当該協会の所有する管理棟及び研修棟と相互に補完し合う複合的機能を有していることから、当該協会が一体的に管理運営を行うことが効率的であり、また本施設の特性上、必要となる専門的かつ高度な知識や技術を有し、適正に事業を遂行できる主体が市内及び近郊においては当該協会に限定されることから、当該団体を公募によらず選定し、指定管理者として指定したいとするものです。

以上、議案第24号の説明とさせていただきます。

次に、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は滝川ふれ愛の里地ビール製造施設、指定管理者となるべき団体は大雪地ビール株式会社、代表者は代表取締役、井内敏樹氏です。指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日の3年間であります。

公募によらない指定管理者の選定の理由としましては、指定管理予定者はこれまで同施設の指定管理者として管理運営を適正かつ安定的に行ってきたことに加え、質の高い滝川クラフトビールを製造、販売しながらブランド価値を向上させてきた実績を有しております。今後の運営においても、これまでの運営実績と商品ブランド力を基礎として物産品の開発などの産業振興を図る上で指定管理予定者と市の政策との連携が必要であることから、当該団体を公募によらず選定し、指定管理者として指定したいとするものです。

以上、議案第27号の説明とさせていただきます。

○議 長 以上をもちまして令和8年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針、議案第1号から第7号までの各会計予算、議案第13号、議案第14号、議案第16号から第19号まで、議案第21号、議案第22号、議案第24号から第27号まで及び議案第31号の予算関連議案の説明を終了いたします。

◎日程第7 議案第8号 令和7年度滝川市一般会計補正予算（第9号）

○議 長 日程第7、議案第8号 令和7年度滝川市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第8号 令和7年度滝川市一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

今回の補正は、年度末を控え、各経費の確定見込みに伴う過不足の調整の補正が主な内容となっています。

1 ページを御覧ください。第1条第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ204万1,000円を追加し、予算の総額を264億5,150万5,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところです。

第2条、繰越明許費の補正ですが、翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、第2表によるところです。

第3条、地方債の補正ですが、地方債の追加は、第3表によるところです。

2 ページから5 ページまでは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

7 ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正です。令和8年度に繰り越して使用する経費を4件追加したいとするもので、1件目は戸籍附票システム改修事業で、繰越額の上限額は184万8,000円、2件目は住民記録システム改修事業で、繰越額の上限額は127万1,000円、3件目は道営土地改良事業負担金で、繰越額の上限額は500万円となり、いずれも年度内に事業が完了しない見込みのため、繰越明許費としたいとするものです。4件目の避難行動要支援者システム更新事業につきましては、令和7年度当初予算に事業費を計上し、年度内に完了するよう進めてきたところですが、本システムと連携する住民記録システム等の標準化対応の遅延に伴い年度内の事業完了が困難となったことから、繰越明許費としたいとするもので、繰越額の上限額は192万5,000円となります。

次に、第3表、地方債補正です。道営経営体育成基盤整備事業債、限度額500万円を追加したいとするもので、道営土地改良事業負担金の財源としたいとするものです。

続いて、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、16ページ、17ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、補正額1,587万3,000円の増額につきましては、3点ございまして、1点目は電子計算事務に要する経費の補正で、住民情報システム等の標準化対応を令和7年度末までに行うこととしておりましたが、事業者側の都合により年度内の完了が困難となったことから、システム改修委託料等を1億2,897万2,000円減額補正したいとするものです。2点目は自治体DX推進事業に要する経費の補正で、今ほどご説明いたしました住民情報システム等と同様に、コンビニ交付システムにつきましても事業者側の都合により標準化対応の年度内完了が困難となったことから、システム改修委託料を528万円減額補正したいとするものです。3点目はふるさと納税の推進に要する経費の補正で、令和6年度にご寄附いただきましたふるさと納税寄附金の積み残し分をふるさと基金へ積み立てるため、1億5,012万5,000円を補正したいとするものです。

2款1項4目財産管理費、補正額9,810万6,000円の増額につきましては、財産の取得、管理及び処分に要する経費の補正で、年度末を控え、寄附金及び基金利息収入等の見込額が確定したことから、各基金へ積み立てるため補正したいとするもので、各基金の積立額は説明欄記載のとおりでございます。

2款1項7目市民生活推進費、補正額945万9,000円の減額につきましては、市民生活の

向上推進に要する経費の補正で、一般乗合バス運行負担金の実績見込みに伴い、減額補正したいとするものです。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額123万8,000円の増額につきましては、その他戸籍住民基本台帳に要する経費の補正で、2点ございまして、1点目は、住民基本台帳法施行令の一部改正により戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載することが必要となったことに伴い、戸籍附票システム及び住民記録システムの改修を行うため、311万9,000円を補正したいとするもので、費用の全額が総務省の社会保障・税番号制度システム整備費補助金で措置されます。2点目は、先ほどご説明いたしましたコンビニ交付システム等と同様に、戸籍附票システムにつきましても事業者側の都合により標準化対応の年度内完了が困難となったことから、システム改修委託料を188万1,000円減額補正したいとするものです。

3款1項1目社会福祉費、補正額30万3,000円の増額につきましては、社会福祉対策に要する経費の補正で、寄附金及び基金利息収入の見込額の確定に伴い、社会福祉事業振興基金へ積み立てるため、補正したいとするものです。

3款1項2目障害者福祉費、補正額6,867万8,000円の増額につきましては、2点ございまして、1点目は障害者自立支援給付に要する経費の補正で、介護給付費扶助及び19ページ、説明欄に記載の訓練等給付費扶助の実績を見込み、7,697万2,000円を増額補正したいとするものです。18ページ、19ページに入りまして、2点目は障害者自立支援医療に要する経費の補正で、更生医療費扶助の実績を見込み、829万4,000円を減額補正したいとするものです。

3款1項3目老人福祉費、補正額5,646万5,000円の減額につきましては、2点ございまして、1点目は老人措置に要する経費の補正で、施設扶助費の実績を見込み、1,088万6,000円を減額補正したいとするものです。2点目は北海道後期高齢者医療に要する経費の補正で、令和6年度市町村療養給付費負担金の精算に伴い、広域連合負担金を4,557万9,000円減額補正したいとするものです。

3款2項1目児童母子福祉費、補正額2,700万円の減額につきましては、2点ございまして、1点目は児童手当に要する経費の補正で、児童手当の実績を見込み、1,700万円を減額補正したいとするものです。2点目は児童扶養手当に要する経費の補正で、児童扶養手当の実績を見込み、1,000万円を減額補正したいとするものです。

3款2項2目保育所費、補正額5,752万2,000円の増額につきましては、保育所等の運営管理に要する経費の補正で、3点ございまして、1点目は、公定価格の改定及び入所児童の増減により、花月保育所運営費委託料を1,606万円、一の坂保育所運営費委託料を1,782万6,000円、江部乙保育所運営費委託料を1,939万8,000円、二の坂保育所運営費委託料を1,367万円、それぞれ増額補正したいとするもので、費用の一部がこども家庭庁の子どものための教育・保育給付費負担金及び北海道の子どものための教育・保育給付費負担金で措置されるものです。2点目は、市内幼稚園を利用する児童の実績を見込み、滝川幼稚園運営費負担金を700万円、滝川白樺幼稚園運営費負担金を800万円、それぞれ減額補正したいとするものです。3点

目は、公定価格の改定により、施設扶助費を５５６万８，０００円増額補正したいとするものです。

３款２項４目障害児福祉費、補正額１，９４２万１，０００円の増額につきましては、障害児支援給付に要する経費の補正で、障害児支援給付費扶助の実績を見込み、補正したいとするものです。

２０ページ、２１ページをお開きください。３款３項１目生活保護費、補正額３３万円の増額につきましては、生活困窮者自立支援事業に要する経費の補正で、生活扶助基準の改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付に伴い、生活保護システムを改修するため補正したいとするもので、費用の全額が厚生労働省の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で措置されます。

４款１項１目保健衛生総務費、補正額４，４７９万７，０００円の減額につきましては、保健衛生対策に要する経費の補正で、下水道事業会計の決算見込額の確定に伴い、下水道事業会計負担金を３，１０３万１，０００円、下水道事業会計出資金を１，３７６万６，０００円、それぞれ減額補正したいとするものです。

４款１項２目予防費、補正額５，９３４万３，０００円の減額につきましては、感染症等対策に要する経費の補正で、予防接種費用の実績を見込み、予防接種手数料を１，０８９万３，０００円、予防接種委託料を４，８４５万円、それぞれ減額補正したいとするものです。

４款１項４目環境衛生費、補正額２６１万４，０００円の減額につきましては、墓地の運営管理に要する経費の補正で、２点ございまして、１点目は、中空知衛生施設組合、滝の川斎苑分の前年度繰越金の精算に伴い、維持管理費に係る負担金を２８６万３，０００円減額補正したいとするものです。２点目は、基金利息収入の見込額の確定により、昨年度の積み残しと併せて墓地管理基金に積み立てるため、２４万９，０００円を増額補正したいとするものです。

４款１項５目他会計繰出金、補正額１，３０８万１，０００円の減額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正で、特別会計の補正に伴う一般会計負担分の整理として後期高齢者医療特別会計繰出金を減額補正したいとするものです。

４款２項１目じん芥処理費、補正額３，４０５万７，０００円の減額につきましては、じん芥の収集処理に要する経費の補正で、３点ございまして、１点目は、中空知衛生施設組合ごみ処理施設分の前年度繰越金の精算に伴い、維持管理費等に係る負担金を３，２２７万３，０００円減額補正したいとするものです。２点目は、中・北空知廃棄物処理広域連合の前年度繰越金の精算に伴い、負担金を１９３万９，０００円減額補正したいとするものです。３点目は、基金利息収入の見込額の確定に伴い、ごみ処理施設建設費積立基金へ積み立てるため、１５万５，０００円を増額補正したいとするものです。

６款１項２目農業振興費、補正額４万２，０００円の増額につきましては、農業の振興に要する経費の補正で、基金利息収入の見込額の確定に伴い、農業振興基金へ積み立てるため、補正したいとするものです。

６款１項４目農地費、補正額７２６万４，０００円の増額につきましては、土地改良に要する経費の補正で、２点ございまして、１点目は、農林水産省の水利施設管理強化事業を活用し、公共性、公益性の高い農業水利施設の管理を行う空知土地改良区に対し、電気料金高騰分の７割に相当する補助金を交付するため、２２６万４，０００円を補正したいとするもので、費用の全額が北海道の

水利施設管理強化事業補助金で措置されます。２点目は、国の令和７年度補正予算により北海道が実施する土地改良事業費が追加されたことを受け、道営土地改良事業負担金を５００万円補正したいとするものです。

６款２項１目林業振興費、補正額８万３，０００円の増額につきましては、林業振興に要する経費の補正で、寄附金及び基金利息収入の見込額の確定に伴い、林業振興基金へ積み立てるため、補正したいとするものです。

２２ページ、２３ページをお開きください。９款１項１目消防費、補正額２，０７９万８，０００円の減額につきましては、消防活動に要する経費の補正で、滝川地区広域消防事務組合の前年度繰越金の精算により、負担金を減額補正したいとするものです。

１０款１項３目教育振興費、補正額１０６万４，０００円の増額につきましては、その他教育振興に要する経費の補正で、２点ございまして、１点目は、市内小中学校が全道、全国大会へ出場した際に交付する文化・体育大会派遣奨励費の実績を見込み、１０６万円を補正したいとするものです。２点目は、基金利息収入の見込額の確定に伴い、発明工夫奨励基金へ積み立てるため、４，０００円を補正したいとするものです。

１０款２項小学校費、１目学校管理費、補正額１，８１６万８，０００円の減額につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正で、２点ございまして、１点目は、小学校におけるインターネット回線やＧＩＧＡスクール端末の更新等に係るＩＣＴ関連経費の実績を見込み、１，４１２万２，０００円を減額補正したいとするものです。２点目は、要保護、準要保護児童就学援助費の実績を見込み、４０４万６，０００円を減額補正したいとするものです。

１０款３項中学校費、１目学校管理費、補正額５４４万円の減額につきましては、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正で、３点ございまして、１点目は、燃料費及び光熱水費の実績を見込み、５２２万８，０００円を増額補正したいとするものです。２点目は、中学校におけるインターネット回線やＧＩＧＡスクール端末の更新等に係るＩＣＴ関連経費の実績を見込み、８３５万７，０００円を減額補正したいとするものです。３点目は、要保護、準要保護生徒就学援助費の実績を見込み、２３１万１，０００円を減額補正したいとするものです。

２４ページ、２５ページをお開きください。１０款５項１目学校給食費、補正額３８６万１，０００円の減額につきましては、学校給食の実施に要する経費の補正で、準要保護児童生徒給食費援助費の実績を見込み、減額補正したいとするものです。

１０款６項１目社会教育費、補正額７２万円の増額につきましては、２点ございまして、１点目は社会教育振興に要する経費の補正で、寄附金及び基金利息収入の見込額の確定に伴い、社会教育事業振興基金へ積み立てるため、７１万１，０００円を補正したいとするものです。２点目は青少年健全育成に要する経費の補正で、基金利息収入の見込額の確定に伴い、青少年健全育成基金へ積み立てるため、９，０００円を補正したいとするものです。

１０款６項５目社会教育・文化施設費、補正額９０万円の増額につきましては、滝川市民交流プラザの運営管理に要する経費の補正で、電気料金及び水道料金の精算に伴い、滝川市民交流プラザ賃借料を補正したいとするものです。

12款1項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額2,558万円の増額につきましては、過誤納還付金及び還付加算金の補正で、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の確定に伴う返還のための補正です。

以上、歳出合計で204万1,000円の増額となったところです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。12款1項1目地方交付税3億5,833万6,000円の増額につきましては、普通交付税の額の確定に伴う補正です。

14款1項2目民生費負担金から14ページ、15ページに記載の19款1項8目教育費寄附金までは、いずれも歳出関連です。

14ページ中段の20款2項1目基金繰入金3億8,247万8,000円の減額につきましては、財政調整基金繰入金の減額で、決算見込みにより当初見込んでおりました基金繰入れを取りやめたいとするものでございます。

21款1項1目繰越金1億185万8,000円の増額につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものです。

23款1項4目農林業債500万円の増額につきましては、歳出関連です。

以上、歳入合計で204万1,000円の増額となったところです。

以上を申し上げ、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

この辺で昼食休憩にいたしたいと思います。再開は午後1時10分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時04分

○議長 長 ただいまより、会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第9号 令和7年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長 長 日程第8、議案第9号 令和7年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第9号 令和7年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度創設に伴う保険税算定及び収納機能の追加に係るシステム改修等を行うための増額補正を行いたいとするものです。

1ページを御覧願います。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ971万7,000円を追加し、予算の総額を42億8,799万3,000円とするものです。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとするものです。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

4ページ、5ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括でございます。

続きまして、補正の内容につきまして歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、補正額509万8,000円の増額につきましては、子ども・子育て支援金制度創設に伴う保険税算定及び収納機能等の追加に係るシステム改修費の増によるものです。

5款1項1目国民健康保険準備基金積立金、補正額9万8,000円の増額につきましては、基金利息収入が当初予算より増となる見込みとなったことによるものです。

6款1項1目利子、補正額11万3,000円の増額につきましては、歳計現金の会計間一時運用による利子相当額が当初予算より増となる見込みになったことによるものです。

7款1項2目償還金、補正額440万8,000円の増額につきましては、令和6年度道支出金の確定に伴う返還のための補正で、北海道国民健康保険保険給付費等交付金440万8,000円となっております。

以上、歳出合計で971万7,000円の増額となったところです。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。2款1項4目子ども・子育て支援事業費補助金、補正額509万8,000円の増額につきましては、歳出関連です。

4款1項1目基金運用収入、補正額9万8,000円の増額につきましては、歳出関連です。

5款2項1目基金繰入金、補正額452万1,000円の増額につきましては、歳出関連で、利子及び償還金の財源を基金に求めるための増で、歳入合計で971万7,000円の増額となった

ところでは。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第9 議案第10号 令和7年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第4号)

○議長 長 日程第9、議案第10号 令和7年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第10号 令和7年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明いたします。

今回の補正は、基金積立金の増額及び財産運用収入の増額によるものとなります。

1ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ37万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,141万7,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところです。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。3款2項1目基金積立金、補正額37万8,000円の増額につきましては、日銀における政策金利引上げに伴い、基金運用先の金融機関の預金利息が増となったことを受け、同額を公営住宅敷金基金及び公営住宅等事業基金へ積立てするため、補正したいとするものです。

以上、歳出合計で37万8,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。2款1項1目基金運用収入、補正額37万8,000円の増額につきましては、歳出関連です。

以上、歳入合計で37万8,000円の増額となったところでございます。

以上で議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第10 議案第11号 令和7年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長 長 日程第10、議案第11号 令和7年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長 ただいま上程されました議案第11号 令和7年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして、基金利息収入の見込額の確定に伴い、介護給付費準備基金へ積み立てるための増額補正を行いたいとするものです。

1ページを御覧ください。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ61万2,000円を追加し、同勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億4,825万3,000円とするものです。

第2項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとするものです。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、4ページ、5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括であります。お目通し願います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。5款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額61万2,000円の増額につきましては、基金利息収入の見込額の確定に伴い、介護給付費準備基金へ積み立てるため、増額補正したいとするものです。

続いて、歳入についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開き願います。5款1項2目基金運用収入、補正額61万2,000円の増額につきましては、歳出関連で、介護給付費準備基金の利息収入の見込額の確定に伴い、増額補正したいとするものです。

以上を申し上げまして議案第11号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第11 議案第12号 令和7年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長 長 日程第11、議案第12号 令和7年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第12号 令和7年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、令和7年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定等による減額補正を行いたいとするものです。

1ページを御覧願います。第1項で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ993万1,000円を減額し、予算の総額を7億7,863万8,000円とするものです。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとするものです。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、4ページ、5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書、総括でございますので、お目通しを願います。

続きまして、補正の内容につきまして歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページを

お開き願います。１款１項１目一般管理費、補正額３１５万円の増額につきましては、子ども・子育て支援金制度創設に伴う収納機能等の追加に係るシステム改修費の増によるものです。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額１，３０８万１，０００円の減額につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の令和６年度市町村事務費負担金等の精算及び令和７年度保険基盤安定負担金の確定により納付金を減額補正したいとするもので、歳出合計で９９３万１，０００円の減額となったところです。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、６ページ、７ページをお開き願います。２款１項２目子ども・子育て支援事業費補助金、補正額３１５万円の増額につきましては、歳出関連です。

４款１項１目一般会計繰入金、補正額１，３０８万１，０００円の減額につきましては、歳出関連で、一般会計からの繰入金を減額したいとするもので、歳入合計で９９３万１，０００円の減額となったところです。

以上、議案第１２号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１２号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１２号は可決されました。

◎日程第１２ 議案第１５号 滝川市行政手続条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第１２、議案第１５号 滝川市行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第１５号 滝川市行政手続条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この条例の制定の趣旨ですが、令和５年６月１６日に公布されたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル

規制改革一括法第40条により行政手続法の一部が改正され、令和8年5月21日から施行されることとされました。この法改正では、行政庁が不利益処分をしようとする場合に事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与に係る意見陳述手続の通知を公示送達により行う場合の方法について、書面掲示規制に関わる見直しを行い、インターネットによる公表を前提とすることとされました。この条例は、行政手続法の規定が地方公共団体の機関が行う法令に基づく処分等については適用されますが、条例、規則に基づく処分等については適用されず、本条例の規定が適用されることから、法令に基づく処分等と条例、規則に基づく処分等を同様の手続で行うよう、同様の公示送達について当該法改正に準じた制度の整備を行うため、改正したいとするものです。

改正の内容につきましては、議案第15号参考資料、新旧対照表を御覧ください。1ページ、第15条第3項及び第4項の改正は、公示送達の方法及び効果に関する規定を整理して規定するものです。現行の第3項は、不利益処分の名宛て人となるべき者の所在が判明しない場合に、公示送達による通知が可能な旨と、その方法として市役所前の掲示場に掲示すること及びその効果として掲示開始から2週間後にその者に到達したとみなすことが併せて規定されております。改正後においては、公示送達による通知が可能な旨のみを同条第3項に残し、その方法及びその効果については同条に第4項を新設して規定するもので、新設する第4項では、公示送達の方法として、規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を前提とし、これに加え、市役所前の掲示場に掲示する措置、または市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を規定し、その効果としてこれらの措置の開始から2週間後にその者に到達したとみなすことを規定するものです。なお、この規則で定める方法につきましては、インターネットを通じて閲覧できる状態に置くことを規定することとしております。

次に、第16条第1項の改正は、第15条第3項及び第4項を改正したことによる引用規定の改正です。

次に、2ページ、第22条第3項及び第29条の改正は、第15条第3項及び第4項を改正したことによる引用部分の読替規定の改正です。

最後に、附則ですが、第1項は、この条例は、行政手続法の改正の施行日に合わせて令和8年5月21日から施行したいとするもの、第2項は、経過措置として、この条例の改正後の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、従前の例によることとするものです。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１５号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１５号は可決されました。

◎日程第１３ 議案第２０号 たきかわホール条例を廃止する条例

○議 長 日程第１３、議案第２０号 たきかわホール条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 議案第２０号 たきかわホール条例を廃止する条例についてご説明いたします。

制定の趣旨として、平成１４年に設置されたたきかわホールにつきましては、地域の文化活動の拠点として多くの市民に親しまれ、地域文化の向上と街なかのにぎわい創出に向け、演劇や音楽など様々なイベントで使用されてきました。しかしながら、平成２９年に休止して以降は遊休施設となっており、今後の活用の見込みもないため、たきかわホールが所在するスマイルビル全体の解体に向け、関連する備品の廃棄を行うことから、たきかわホール条例を廃止したいとするものです。

なお、附則におきまして、この条例は、令和８年４月１日から施行したいとするものです。

以上、議案第２０号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第２０号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第２０号は可決されました。

◎日程第１４ 議案第２３号 滝川市ファミリーサポートセンター条例を廃止する条例

○議 長 日程第１４、議案第２３号 滝川市ファミリーサポートセンター条例を廃止する条例

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 ただいま上程されました議案第２３号 滝川市ファミリーサポートセンター条例を廃止する条例について説明申し上げます。

趣旨は、育児に関するサポートを受けることを希望する方とサポートや支援を提供できる方が会員組織の中で相互に援助活動を行うことを支援するファミリーサポートセンターについて、健康こども未来部の実施体制の見直しを行い、施設として設置する条例は廃止いたしますが、令和８年４月１日より改めて子育て支援事業として位置づけ、継続してまいりたいとするものでございます。

附則として、この条例の施行日を令和８年４月１日とするものです。

以上、議案第２３号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第２３号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第２３号は可決されました。

◎日程第１５ 議案第２８号 教育委員会委員の任命について

○議 長 日程第１５、議案第２８号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第２８号について提案理由を申し上げます。

滝川市教育委員会委員、種田貴志子氏が令和８年５月２７日で任期が満了となります。このため、後任として再度種田貴志子氏を任命いたしたいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

種田貴志子氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第16 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議 長 日程第16、議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 滝川市固定資産評価審査委員会委員、齋藤恵美子氏が令和8年5月27日で任期が満了となります。このため、後任として引き続き齋藤恵美子氏を選任いたしたいと存じますので、地方税法第423条第3項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

齋藤恵美子氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案については、これに同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第１７ 議案第３０号 財産の取得について

○議長 長 日程第１７、議案第３０号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第３０号 財産の取得についてご説明いたします。

財産の名称は、除雪トラック、１０トン級６掛ける６専用型です。取得の方法は随意契約、取得の相手方はUDトラックス北海道株式会社空知支店です。取得金額は６，０５６万６，２５０円、用途は農村部の車道除雪を主とした除排雪業務用として使用されるものです。

内容につきましては、別紙、議案第３０号参考資料を御覧ください。この契約につきましては、２月１２日に執行した入札が不調となったため、地方自治法施行令の規定に基づき、入札において最低金額を提示したUDトラックス北海道株式会社空知支店と随意契約の承認の手続を経て２月１７日に見積合わせを行い、同日付で仮契約を締結しました。車両の仕様等については、記載のとおりとなっております。納入期限は、令和９年３月３１日としております。なお、取得に当たっては、令和７年度補正予算にて社会資本整備総合交付金の交付決定を受けております。

以上で議案第３０号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第３０号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第３０号は可決されました。

◎休会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

議事の都合により、３月３日から３月９日までの７日間を休会したいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、3月3日から3月9日までの7日間を休会することに決しました。

◎散会宣告

○議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時37分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員